平成15年度上半期（4月～9月）の市の財政状況

市では、市民の皆さんに市政への理解を深めていただくため、年2回財政状況を公表しています。今号では、平成15年度上半期（4月1日～9月30日）の予算の執行状況、財産の現況などについてお知らせします。
詳しくは財政課☎70・7706へ。

平成15年度予算の執行状況は

今年度は、当初予算後9月末までに、一般会計および老人保健特別会計で2回、介護保険特別会計で1回の補正を行っています。表の予算現額は、これらの補正後の額です。

一般会計では、経常的な支出のほか、小・中学校大規模改造工事や清掃車両の購入などの事業を実施しました。9月末現在の執行率は43・7パーセントとなっていますが、14年度決算における執行率は95・1パーセントであり、今年度もおおむね同様に推移すると思われます。

市では、厳しい財政状況を踏まえ、歳入の確保、経費の節減、事務事業の創意工夫に全力で取り組んでいます。引き続き効率的な予算管理、財産管理を徹底していく方針です。

○平成15年度予算の執行状況（15年９月30日現在）

会計	予算現額（歳入・歳出）	歳入 収入済額	歳入 収入率	歳出 支出済額	歳出 執行率	参考：14年度（14年９月末） 支出済額	参考：14年度（14年９月末） 執行率（歳出）
一般会計	342億5,603万６千円	149億7,662万７千円	43.7%	147億5,699万３千円	43.1%	142億2,286万４千円	43.5%
国民健康保険特別会計	86億2,104万１千円	35億5,349万４千円	41.2%	35億4,965万５千円	41.2%	31億607万８千円	39.5%
老人保健特別会計	78億7,603万７千円	33億48万１千円	41.9%	30億7,289万６千円	39.0%	31億1,548万７千円	39.8%
介護保険特別会計	37億2,524万４千円	15億1,804万９千円	40.8%	15億1,172万１千円	40.6%	13億6,731万１千円	38.2%
下水道事業特別会計	36億4,198万６千円	14億7,098万７千円	40.4%	14億235万７千円	38.5%	13億4,469万３千円	38.6%
受託水道事業特別会計	10億1,510万円	４億7,212万円	46.5%	２億7,543万８千円	27.1%	２億9,598万７千円	29.4%

○基金の状況

基金は、家計の「貯金」にあたるものです。多額の資金が必要となる場合に備えて、財政事情を考慮しながら、目的ごとに積み立てを行っています。

	15年９月末	14年９月末
基金現在高	47億6,647万６千円	54億3,468万円
財政調整基金	23億5,506万円	28億4,281万５千円
その他の基金	24億1,141万６千円	25億9,186万５千円

○市債の状況

道路、公園の整備や公共施設の建設など、将来その施設を利用する世代の方にも負担していただくことが適当な事業の場合、市では事業費の一定割合を「市債」として、国などからの借り入れを行っています。

	15年９月末	14年９月末
市債残高	492億8,342万４千円	504億5,585万３千円
一般会計	278億8,387万２千円	284億9,063万４千円
下水道事業会計	213億9,952万２千円	219億6,521万９千円

○公有財産の状況

公有財産とは、市が所有する不動産や動産などです。そのうち、土地、建物などの財産は次の通りです。

	15年９月末	14年９月末
土地	58万6,639.18㎡	58万5,358.52㎡
建物	20万8,229.78㎡	20万8,254.37㎡
工作物	140カ所	139カ所

○市民負担の状況

市の財源は、皆さんから納めていただく市税を中心に、国や都からの支出金などで構成されています。

	15年９月末	14年９月末
市民一人当たりの歳出予算額	30万２千円	28万８千円
市民一人当たりの市税負担額	13万９千円	14万４千円
市民一世帯当たりの市税負担額	33万６千円	35万３千円

国保情報

詳しくは保険年金課国民健康保険係☎70・7732へ。

どうして国保税を納めないといけないの？

国民健康保険（国保）は、皆さんが病気やけがをしてお医者さんに掛かるときに、医療費の一部負担金（原則3割）を支払うだけで医療が受けられるようにできた大切な相互扶助の制度です。

この国保を支えているのが、皆さんから納めていただいている国保税です。

国保税は病院等へ支払う医療費から、皆さんが負担する一部負担金のほか国や都などからの公費負担を差し引いた分が、国保税の総額として決められることになります。

国保税を納め忘れると国保財政を圧迫し、十分な医療を受けられなくなってしまいます。国保の健全な運営にご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険・滞納世帯主等特別措置は

特別な理由もないのに国民健康保険税を滞納すると、次の特別措置が取られますので注意してください。

●現在、使用している被保険者証を返還していただき、短期被保険者証や資格証明書が交付されます（短期被保険者証とは、有効期間が短い被保険者証のことです。資格証明書は、被保険者証と違い、医療機関に掛かるとき、いったん全額の医療費を支払うことになります）。

●保険給付の一部または全部が一時差し止めされます。

●前述の方法によっても改善されないときは、差し止めされた保険給付の額から滞納国保税に充てられることがあります。

【適用除外】

次のようにやむを得ない事情があるときは、特別措置の適用除外になります。

●老人保健法による医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療や国民健康保険法施行規則第5条の5で定める医療が受けられるとき

●国民健康保険法施行令で定める事由は次の通りです。

①世帯主がその財産につき災害を受け、または盗難にかかったこと②世帯主またはその者と生計を同一にする親族が病気に掛かりまたは負傷したこと③世帯主がその事業を廃止しまたは休止したこと④世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと

このような特別な理由があるときは、そのままにしないで必ずご相談ください。

１月12日（祝）の成人の日は、次の地域についてごみ収集作業を行います

▼燃やせるごみ…本町二丁目、小山、幸町、前沢、南町、滝山、下里、柳窪、野火止、八幡町、弥生

▼びん、缶、トレイ、ペットボトル…前沢、南町、滝山

▼燃やせないごみ…学園町、ひばりが丘団地、中央町、南沢

▼粗大ごみ…申し込んで指定された方

詳しくはごみ対策課☎73・2117へ。

お気軽に無料相談

【専門】
※予約は広報課☎70・7777（代）へ。

☆法律相談　1月21日・28日の午前10時から、市役所2階相談室。担当＝弁護士。いずれも16日の午前8時半から、先着順に電話受け付け。

☆登記相談　2月4日の午後1時から、市役所2階相談室。土地等の所有権移転など。担当＝司法書士。1月30日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

☆表示登記相談　2月4日の午後1時から、市役所2階相談室。建物の新・増・改築の登記など。担当＝土地家屋調査士。1月30日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

☆税務相談　1月14日の午後1時から、市役所2階相談室。担当＝税理士。1月9日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

☆人権身の上相談　1月21日の午後1時から、市役所2階相談室。担当＝人権擁護委員。1月13日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

☆不動産相談　1月21日の午後1時から、市役所2階相談室。担当＝宅地建物取引主任者。1月15日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

☆交通事故相談　1月28日の午後1時から、市役所2階相談室。担当＝弁護士、都交通事故相談員。1月22日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

☆行政手続相談　1月14日の午前10時から、市役所2階相談室。相続、成年後見、会社・法人の設立手続きなど。担当＝行政書士。1月28日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

☆年金・労災・失業保険・人事管理等相談　1月28日の午前10時から、市役所2階相談室。担当＝社会保険労務士。1月22日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

東京都でも、交通事故相談☎03・5320・7733やヤミ金被害者相談☎03・5320・4727を行っています。詳しくはお問い合わせを。

【障害者】

☆知的障害者相談　1月14日の午前10時～正午、市役所1階相談室。担当＝知的障害者相談員。直接会場へ。

☆身体障害者相談　1月9日の午前10時～正午、市役所1階相談室。担当＝身体障害者相談員。直接会場へ。

【仕事】

☆高齢者の仕事の相談　1月7日の午後1時～3時半、コミュニティホール東本町。60歳以上の方が対象（高齢者就業相談署は55歳以上）。担当＝市シルバー人材センター役員、武蔵野高年齢者就業相談所職員。直接会場へ。

☆職業相談　平日の午前9時～午後5時、市役所6階東久留米ワークコーナー。都内全域と所沢・朝霞近辺の求人がパソコンで検索可能。担当＝ハローワーク三鷹職員。直接会場へ。

☆経営相談　1月8日の午後1時～4時、市役所2階相談室。担当＝市商工会経営指導員。申し込みは産業振興課労政商工係へ。

【住まい】

☆住宅増改築相談　1月15日の午前10時～午後4時、市役所2階相談室。住宅の修理・改築工事一式、見積もりなど。担当＝市住宅増改築等斡旋（あっせん）事業地登録団体協議会。直接会場へ。

◆**東久留米市の行政相談委員**…新藤智子氏（浅間町三丁目、☎22・2286）▽栄田征子氏（本町二丁目、☎71・2416）▽當麻好雄氏（東本町、☎73・7430）